

# 令和7年度 認可保育施設現況届 のご案内

豊島区認可保育施設に在園のお子様がいるご世帯は、『保育を必要とする事由』の確認や利用者負担額(保育料)決定のため、毎年現況届の提出が必要です。

以下の案内をご確認いただき、必ず期日までに保育課入園グループへご提出ください。

なお、必要書類のご提出がない場合には、継続通園ができなくなることがありますので、ご注意ください。

## 提出期限

**令和7年8月15日(金) 必着**

## 提出書類

- ①『令和7年度 豊島区認可保育施設 現況届』
- ②『保育を必要とする事由を証明する書類』

世帯の状況により別途必要な書類があります。詳細は3ページをご確認ください。

## 提出方法

- 1) 郵送
- 2) 電子申請 (詳細は4ページをご確認ください)
- 3) 豊島区役所本庁舎4階保育課窓口へ持参  
(平日8:30~17:00まで受付可能)



## 注意点

**郵送での提出時、現況届用の封筒には、申込書類やその他の提出書類は入れないでください。**

**入園・転園・延長保育の申込書類を現況届用の封筒に同封された場合は選考用として受理されませんので、ご注意ください。不足書類等も同様です。**

# すべての方にご提出いただく書類

- ①令和7年度 豊島区認可保育施設 現況届(本通知に同封)  
 ②保育を必要とする事由を証明する書類(以下の表より該当するもの)

・保育を必要とする状況によりご提出いただく書類が異なります。父母それぞれの書類が必要です。

事由	必要書類
就労	<p><b>★就労証明書(※)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同封の豊島区様式のものをご提出ください。</li> <li>・復職証明書とは異なる書類です。</li> <li>・産前産後休業・育児休業中の方も就労証明書をご提出ください。</li> <li>・転職・就労開始後、間もない場合は新しい就労先の就労証明書(*1)のみご提出ください。            (*1) 就労証明書は、入社後に証明されたもの、実績3か月入りのもの計2回提出が必要です。</li> </ul> <p>◆令和7年2月1日以降に発行された就労実績が3ヶ月以上記載された就労証明書を既にご提出の場合は再度の提出は不要です。ただし、既に提出された就労証明書から状況に変更があった場合(例：入園による復職、契約時間の変更等)は、改めて就労証明書の提出をお願いいたします。</p> <p>◆豊島区では、就労を理由とした認可保育施設の利用に関して、最低就労の基準を設定しています。就労の実績については、就労証明書により確認させていただきます。最低就労基準に満たない場合は、就労のために保育が必要とは認められず、退園となる場合がありますので、ご注意ください。</p> <p><b>&lt;最低就労基準&gt;</b></p> <p>①②の両方を満たすことが必要です。            ①月12日以上 ②月48時間以上</p> <p><b>★自営業であることが客観的にわかる資料について</b>            (自営業・会社経営・親族経営の会社にお勤めの方のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが経営者又は父母の親族が経営する事業に勤めている方は、勤務先が法人・個人に関わらず、就労証明書の他に以下の書類のうち、いずれか1つの資料の提出が必要です。 ※コピー可</li> </ul> <p> <input type="checkbox"/>営業許可書    <input type="checkbox"/>請負契約書    <input type="checkbox"/>業務委託契約書    <input type="checkbox"/>事務所やお店の賃貸契約書  <input type="checkbox"/>青色申告決算書の写し    <input type="checkbox"/>白色申告収支内訳書の写し    <input type="checkbox"/>法人税申告書の写し  <input type="checkbox"/>営業上必要な材料などの仕入れ伝票  <input type="checkbox"/>事務所名が記載された公共料金の領収書  <input type="checkbox"/>会社登記簿(履歴事項全部証明書)の写し    <input type="checkbox"/>開業届  <input type="checkbox"/>報酬がわかるもの(報酬が振り込まれたことのわかる通帳とそれに対応する請求書など)         </p> <p style="text-align: right;">など</p>
妊娠・ 出産	<p><b>★母子健康手帳のコピー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙と出産予定日記載のページのコピー</li> <li>・すでに一度ご提出いただいている場合は、提出不要です。</li> <li>・『就労』等、他の事由がある場合にも出産予定のある方はご提出ください。</li> </ul>
疾病・ 障害	<p><b>★診断書、障害者手帳のコピー など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書には『日中保育ができない』旨および『療養期間』の記載が必要です。</li> <li>・障害者手帳を入園後に新たに取得した場合もご提出ください。</li> </ul>

事由	必要書類
介護・看護	<p>★<b>介護状況申告書</b> (※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊島区様式のものをご提出ください</li> </ul> <p>★<b>介護の必要性を証明する書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証のコピー、診断書等をご提出ください。</li> </ul>
就学	<p>★<b>在学証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年4月1日以降に発行された在学証明書をご提出ください。</li> </ul> <p>★<b>時間割などのスケジュール、カリキュラムなど</b></p>
求職	<p>★<b>求職活動状況申告書</b> (※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊島区様式のものをご提出ください。</li> </ul>

## 世帯の状況によって提出が必要な書類

状況	必要書類
<small>がいこくせき ほごしゃ かた</small> <b>外国籍の保護者の方</b> (For foreign parents)	<small>ざいりゅう</small> <p>★<b>在留カードのコピー (copy of the residence card)</b></p> <small>さいしん ざいりゅう ていしゅつ</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の在留カードをご提出ください。</li> </ul> <small>ふぼ しよるい ていしゅつ</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父母それぞれの書類をご提出ください。</li> </ul>
<b>令和6年1月1日から12月31日 の間に海外で収入がある方</b>	<p>★<b>支払証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先へ円に換算された支払証明書の発行をご依頼ください。</li> </ul>
<b>令和7年1月1日時点で日本に住 民票がない方のうち、令和6年 の年間収入が0円だった方</b>	<p>★<b>年間収入申告書</b> (※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式内の、『給与の場合』の『総収入金額』欄にて1月～合計までに『0円』と記載してください。</li> </ul>

ご提出いただいた書類を担当が確認後、不備や不足等がありましたらお問い合わせをさせていただきます。予めご了承ください。

(※) がついている書類は豊島区のホームページにて  
様式のダウンロードが可能です。

【 [豊島区ホームページ](#) > [子育て・教育・若者](#) > [保育](#) > [様式集](#) 】



問合せ先: 豊島区保育課入園グループ 03-3981-2140

## 退園する場合

令和7年8月末までに退園する場合、現況届の提出は**不要**です。  
退園届の提出が**必要**です（様式は各園にございます）。  
退園する前月最終営業日までに、世帯で1枚ご提出ください。

### 提出方法

- 1) 郵送
- 2) 電子申請（右記QRコードから）
- 3) 豊島区役所本庁舎4階保育課窓口へ持参（平日8:30～17:00まで受付）



## 豊島区外に転出後、継続通園を希望する場合

豊島区外に転出後、豊島区の認可保育施設に継続通園を希望する場合は**退園届**の提出が**必要**です。  
令和7年8月末までに転出（退園）する場合、現況届の提出は**不要**です。

転出日の属する月の月末で豊島区民としての在園は終了となりますが、転出先の市区町村にて継続通園のお手続きを行っていただくことにより、原則（※）**当該年度末までの通園が可能です。年度を超えての継続通園はできません。**

（※）自治体によって、継続通園の条件が異なる場合があります。条件等については事前に各自治体へご確認ください。

**翌年度以降は豊島区外の方として新規の入園申込みが必要です。**お子様の年齢等によって申込み制限があるため、継続通園ができない場合があります。転出予定の方は必ず事前に入園グループへご相談ください。

- ・継続通園のお手続きについては、転出が決まり次第早めにお問い合わせください。
- ・他の市区町村の認可保育施設への入園・転園をご希望の方は、希望する保育施設のある市区町村に事前に直接お問合せください。市区町村により必要書類や締切日が異なりますので、十分ご注意ください。

## 電子申請での提出について

お持ちのパソコンやスマートフォンを使って、電子申請をご利用いただけます。電子申請は、現況届以外にも様々な手続きを行うことができます。

『保育を必要とする事由を証明する書類』等の添付書類は**PDFファイルでご提出ください**（複数のPDFファイルを添付したい場合はZIP圧縮ファイルをご利用ください）。

PDF以外のデータ（WordやExcel等）は無効となりますので、改めて書類でご提出していただきます。また、内容が不鮮明なデータも改めて書類で提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

### ◆下記よりご申請ください◆

豊島区HP > 子育て・教育・若者 > 保育 > 電子申請について  
> 現況届を提出いただく方: 令和7年度豊島区認可保育施設 現況届

